

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月4日
【会社名】	株式会社レッド・プラネット・ジャパン
【英訳名】	Red Planet Japan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO ティモシー・ハンシング
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 ティモシー・ハンシングは、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社9社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社は、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から順次合算し、当該売上高の合計が一定割合に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定する方針を有している。当連結会計年度では、全社的な内部統制に関する不備が識別されたことから、その範囲を当連結会計年度の売上高の概ね80%にまで拡大して「重要な事業拠点」とした。選定した重要な3事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売上原価、売掛金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして追加した。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、上記の方針に基づいて必要と認められた評価範囲について、当社の財務報告に係る内部統制の評価を完了することができなかった。

3 【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続を実施できなかった。したがって、当連結会計年度末時点における、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断した。実施できなかった重要な評価手続は以下の通りである。

- ・ 飲食事業の内部統制の評価手続
- ・ ホテル事業の内部統制の評価手続

これは、主として飲食事業担当の経営者が、事業を急速に立ち上げ運営していくことを重視したため、財務報告に係る内部統制を整備、運用することの重要性の認識に乏しく、内部統制の評価結果のために必要な能力を要する人材の確保・配置が十分でなかったことに起因している。

この結果、飲食事業及びホテル事業において、業務プロセスに係る内部統制の記述書等は整備したものの、運用状況の評価手続を実施できないこととなった。

また、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、当社は、下記に記載した内部統制の不備を検出した。これらは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当し、当社の財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した。

記

当社は、飲食事業担当の経営者の財務報告などに対する低い意識のもと、飲食事業を急速に拡大させたため、必要な管理体制の構築が不十分となり、また投資及び固定資産の減損会計などの重要事項の検討が遅れたために決算開示が大幅に遅延した。

これは、飲食事業の立上げを急いだことから、間接部門の業務量が増大し相対的に管理体制が脆弱になってしまったことに起因している。この結果、信頼性のある財務報告の作成のために必要な能力を要する人材の確保・配置が十分で

なかったこと、リスクマネジメントのプロセスで企業の内外の諸要因が財務報告に及ぼす影響が適切に考慮されていなかったことなどの全社的な統制に関する不備が検出された。

さらに、経営者による会計上の重要な見積りや評価に関する例えば以下の事項について、当社には経営者による見積りに必要な会計基準の理解と認識が不足していたことと、それを適用できる必要かつ十分な専門知識を有した人材が不足していたことなどにより、監査人の助言または指摘がなければ決算を終了させることができない状況であり、決算・財務報告プロセスに重大な不備が検出された。

- ・ 継続企業の前提の評価
- ・ 子会社株式を含む有価証券の評価
- ・ 固定資産（のれんを含む）の減損
- ・ 関係会社投融資の会計処理
- ・ 不動産流動化に伴う関係会社取引の会計処理
- ・ 資産除去債務の会計処理
- ・ 後発事象の会計処理及び開示

当連結会計年度末日までに是正されなかった理由は、取締役会が上記の経営者の活動、そして財務報告とその内部統制に関する監督・監視が不十分であったことによるものである。

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の不備を是正するため、以下の改善施策に着手する。

- (1) 代表取締役の交代を始めとするガバナンス改革の実行
- (2) 管理担当取締役（ C F O ）の配置による財務報告に係る内部統制の強化及び責任の明確化
- (3) 飲食事業からの撤退及び担当経営者の退任による経営に対する不安要素の排除
- (4) 外部専門家の採用を含む管理部門の人員強化による内部統制の実効性の確保

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。